

このコーナーでは、Q&A形式で『農業農村整備事業（以下、NN事業）』についての紹介をしています！

前回までに『NN事業では、どんなことが出来るの？（H23.4月号）』という質問に対して、NN事業を7つに分けて、これまで、

- 「水田の整備」 (H23.7月号)
- 「樹園地の整備」 (H23.10月号)
- 「かんがい排水施設の整備」 (H24.1・4・10月号)
- 「農地防災事業（ため池・災害・地すべり・海岸）」 (H25.1・4・7・10月号)

の説明を行ってきました。

これまでは個別の事業制度について紹介してきましたが、今回は、これらの複数の工種を組み合わせることで効率的に事業効果を発現する「中山間地域総合整備」について説明します。

1. 中山間地域とは

中山間地域とは、あまり聞き慣れない言葉かもしれませんが、平地と山地の中間にある地域のことです。平地の少ない愛媛県では、県土の約7割を占めています。自然的・社会的背景により、農業が主要な産業となっている地域が多いのが特徴ですが、このような中山間地域における農業は、単なる食料生産の場ではなく、県土保全や水源涵養、美しい農村景観や文化の形成などの「多面的機能」と呼ばれる様々な役割を担っており、私たち県民全体の生活を支えています。

しかし、傾斜地であるが故に、農地が狭く不整形であったり、農道や水路等の施設整備が遅れていたりして生産条件が厳しいことや、過疎化・高齢化の進行により耕作放棄地や鳥獣被害が増加するなどの問題が生じています。また、上下水道や集落道路などの生活基盤についても、平地の都市部に比べて整備が遅れていることから、農業生産、生活環境の両面において基盤整備を行う必要があります。

2. 中山間地域総合整備事業とは

中山間地域では、その複雑な地形条件のため、大規模で画一的な事業を展開することは難しく、地域の実情に応じたきめ細かな対応が必要となります。また、地域振興のためには、整備が遅れている農業生産基盤と農村生活環境の両輪の対策を効率的に行う必要があります。これらの点を踏まえて行うのが「中山間地域総合整備事業」です。

対象となる地域において、点在する個々の課題を集約し、地域全体の活性化につながるよう計画的に整備を行うことで、それぞれ個別に事業を行うよりも、効率的かつ低負担で事業を行うことができます。

【対象地域】

- ・ 5法指定（過疎、山振、離島、半島、特定農山村）を受けた市町
- ・ 原則、農業振興地域の区域
- ・ 農村振興基本計画が作成されている区域

【面積要件】

	受益面積(※)	備 考
県 営	60ha以上	工種毎に下限受益面積、下限整備延長あり
団体営	20ha以上	林野率75%以上かつ主傾斜1/20以上の農用地が50%以上を占めている地域は、10ha以上

※ 農業生産基盤整備事業のうち2以上の事業の受益面積の合計

【県営事業の場合の補助率】

○中山間地域総合整備事業の場合

	国	県	地元(※1)
内地	55	30	15
離島	60	30	10

○個別事業の場合(目安)

	国	県	地元(※1)
内地	50 (※2)	25	25
離島	52	25	23



ただし、箱物の場合は以下の補助率(対象事業:別表1 ⑭~⑱)

	国	県	地元(※1)
内地	55	0	45
離島	60	0	40

※1 地元とは、市町負担分と農家負担分の合計

※2 事業によっては、中山間地域は55%となる場合がある。

【事業内容】 (※詳細については別表1参照)

1. 農業生産基盤整備事業 (2工種以上)

農業用排水施設、農道、ほ場整備、ため池などの農業生産を支える基盤整備事業を行います。また、これら生産基盤整備の2工種と併せ行う場合は、鳥獣害防止柵の設置も可能です。

2. 農村生活環境整備事業 (1工種以上)

集落道、営農飲雑用水、集落防災安全施設(土留防護柵、防火水槽等)など、安心・安全で暮らしやすい生活環境の整備を行います。

中山間地域総合整備事業

受益面積：県営60ha以上、団体営20ha以上

農業生産基盤整備



ほ場整備



ため池



農道



農業用水路

農村環境基盤整備



集落道



営農飲雑用水施設

中山間地域で事業をお考えの際は、「中山間地域総合整備事業」の実施が可能な場合がありますので、まずはお近くの地方局農村整備課、市町、水土里ネットえひめにお問い合わせください。

(別表1) 中山間地域総合整備事業で実施可能な事業内容

	事業種類	事業内容
1 農業生産基盤整備事業	①農業用排水施設整備事業	農業用排水施設の新設、廃止又は変更
	②農道整備事業	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更
	③ほ場整備事業	農用地等の区画形質の変更及びこれと相当の関連がある他の工事を一体として行う事業
	④農用地開発事業	農用地以外の土地の畑地への地目変換（農用地間の地目変更を含む。）とこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更
	⑤農地防災事業	農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するため必要な施設の新設、廃止又は変更
	⑥客土事業	農用地につき行う客土
	⑦暗渠排水事業	農用地につき行う完全暗渠の新設又は変更
	⑧農用地の改良又は保全事業	①～⑦以外の農用地の改良又は保全のため必要な事業 農業生産基盤整備を2工種以上と併せ行う鳥獣害防止柵
2 農村生活環境整備事業	⑨農業集落道整備事業	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備 及び土地改良施設を有機的に連絡し、その管理等に供する連絡道の整備
	⑩営農飲雑用水施設整備事業	家畜の飼育、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備（受益戸数おおむね10戸以上、末端受益2戸以上）
	⑪農業集落排水施設整備事業	農業用排水の機能維持を図るために行う雨水を排除する集落内の排水施設の整備
	⑫農業集落防災安全施設整備事業	農業集落の防災と安全を図るため必要な土留防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備
	⑬用地整備事業	農業近代化施設及び公用・公共施設の用地の整備 （用地の取得費用や補償費用は補助の対象外）
	⑭活性化施設整備事業	農業生産活動等の拠点として利用されることにより農業・農村の活性化に資する多目的施設の整備
	⑮集落環境管理施設整備事業	農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設及びこれに附帯する施設の整備
	⑯交流施設基盤整備事業	農業振興活動やそれに関連する都市交流等の場として必要な多目的広場等の整備及びこれに附帯する施設の整備
	⑰情報基盤施設整備事業	土地改良施設の維持管理や緊急時の情報伝達に必要な施設の整備
	⑱市民農園等整備事業	ほ場の整備、その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって、次のいずれかの事項を内容とするもの (1) 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの (2) 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの (1)又は(2)に附帯して都市との交流のために必要な施設の整備
	⑲生態系保全施設等整備事業	動植物保護施設、動物保育施設、動物誘導施設、植生、緩傾斜護岸等生態系の保全に資する施設等の整備 農地及び土地改良施設の国土保全機能を強化し、土砂流出等による下流域の生態系への悪影響の低減のために行う整備（離島のみ）
	⑳交換分合事業	農用地等の交換分合
3	特認事業	地方農政局長が特に必要と認める事業